

〈論 文〉

複式（分類）記入簿記における限定された 貨幣計算合理性に関する新解釈

高寺貞男・小野武美

メディチ家のような〔商人〕銀行業者は……主として手形売買によって〔外国〕為替を取り扱った。
それ以来彼らは〔教会法解釈上〕正当な業務^{ビジネス}のみに携わっていた。

—— de Roover, 1967, p. 266.

I. 貨幣と商品の等価交換の虚構（擬制） と仮定

あらためて指摘するまでもなく、市場が形成されて以来、いつの世も貨幣と商品の交換に携わる売り手と買い手の市場支配力（特に価格操作力）には格差が解消されることなく存続してきた。よって、直接参加者といえども、経験した取引が果たして等価交換であったか、それとも不等価交換であったか知る由もない。換言すると、市場取引が等価交換として成立したことの保証はどこにも存在しない。

その意味で、市場取引における等価交換は虚構または法的擬制^{リーガル・フィクション}であるとみなさなくてはならず、市場（外部）取引は（引取るものよりも引渡すものを低く評価する物々交換も売買（分別）取引と同様に）すべて等価交換であると仮定しないことには、複式（分類）記入簿記はその借方貸方均等（均衡）の原理に則した形で容易に実行できない。その貨幣計算体系構成以来、その長い歴史を通じた慣行として、（金銀の素材価値の変動または貨幣改鑄に伴う貨幣価値変動に対応した周知の貨幣価値一定の仮定にほぼ同時並行して）明確に表明されることなく（暗黙裡に）市場取引は等価交換であると仮定して、不確かな貨幣計算（内容）対象を（計算形式に収めるよう）限定する役割を果たしてき

ている。

ちなみに、スコラ哲学者のトマス・アクィナス（1225-1274）が教理を計理化して、商人の「正当な取引^{ディーリング}世界を満足させる」（Robert Colinson, *Idea Rationaria or the Perfect Accountant*, David Linsey, 1638, p. 1; cited by Aho [1985] p. 21）「交換上または契約上の正当性^{コミュニクティヴ}（justice）は受取られるもの（what is received）と引渡されるもの（what is given）の間の厳密な等価性（equivalence）を要求する」（de Roover [1958] p. 421）と説いていたように、教義上「正当な価格は市場価格である」（Noonan [1957] p. 85）ので、複式（分類）記入簿記は市場取引における等価交換の仮定に沿って、貨幣計算の限定された合理性を追求する（一次方程式にならって一挙に構成された）体系として実施されてきた。

事実、中世後期のイタリアにおいて開発された複式（分類）記入簿記には、「虚構〔または法的擬制〕であることが分かっているが、有用であるがゆえに採用された仮定」（青柳 [1968] 86 ページ）と理解しうる、市場（売買）取引等価交換の仮定を通じて限定された貨幣計算合理性が内蔵されているが、そのような「商業〔計算〕慣行によって先導され」た「理論」（Noonan [1957] p. 312）として、簿記（学）から会計（学）への発展途上の専門分野を指すイタリア語

Ragioneria は、計理（学）として訳出できるように、限定された貨幣計算合理性を意味していたと理解される。

さらに付言すると、ルカ・パチョーリは「事実上商業算術であった」（Ball [1963] p. 183）アルゴリズム（algorism）を祖述した『スンマ』（『算術・幾何・比および比例集成』）の編著者として「一般に等式の正となる側に数値を移項して、マイナス記号の導入を避け」（Ball [1963] p. 211）たことから領けるように、加算的減算（subtraction by addition）による借方貸方（il dare e l'avere）均衡関係を貫徹した貨幣計算体系について解説していた。

いずれにしても、市場（売買）取引における「事実上の不等価交換」と「仮定上の等価交換」との間に含まれている不定差額は、仕入取引に直接関係する売上取引が所属する会計期間の利益数値に自動的に加減される。

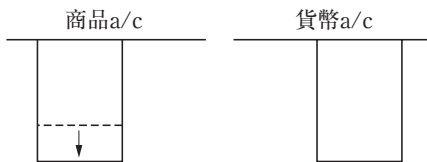
詳しくは、勘定形式を用いて図示したようにより安値で仕入れた場合には、決算上仕入原価減として、より高値で売上げた場合には、不定差額分だけ売上収益増として処理されるので、

^{バランス・キャスティング}
勘定「残高計算上の誤り」（de Roover [1963] p. 98）は別として、利益数値は自動的に増額（引上げ）修正される。それとは逆により高値で仕入れた場合には、決算上不定差額分だけ仕入原価増として、またより安値で売上げた場合には、売上収益減として処理されるので、（残高計算上の誤りは別として）利益数値は自動的に減額（引下げ）修正されることになる。そこにわれわれは、複式（分類）記入簿記において市場取引等価交換の仮定によって限定された貨幣計算合理性が貫徹した結果を認知することができるのである。

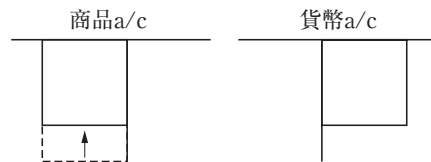
そこで、複式（分類）記入簿記が中世後期のイタリア商人／銀行家によって教理に計理を同調させて体系化されるや、その当初から、彼らの間で逆に計理に教理を同調させた計算慣行として広まったので、その代表的事例を中世後期ヨーロッパで多用された外国為替手取引に求めて、その取引形式と内容から見て、外国「為替〔取引〕は決して貸付け〔と回収〕ではなかったが、常に〔外国為替の〕単なる売り〔と込みいった買戻し〕であった」（Noonan [1957] p.

不等価交換取引の勘定記入（実線-実施価格，点線-不定価格）

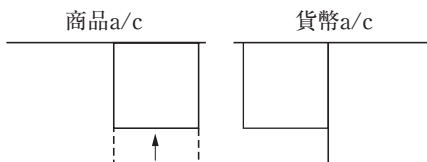
《高値買い》



《安値買い》

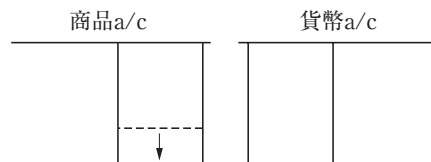


《安値売り》



利益減（引下げ修正）

《高値売り》



利益増（引上げ修正）

176) ことを解析する。

次いで、当該為替取引の極致とも言うべき（徴利無き）空利為替（cambium siccum の英訳 dry exchange）の「ドライ」という形容詞が教会法解釈の緩和化に伴い、歴史的事実として「12世紀以来……徴利……禁止は主として質屋と（消費のために貸付ける）ロンバルディア人に適用して、一般に利子保証のない金融商品を売買する商人／銀行家には課されなかった」

（Rubin [2010] p. 7）ので、（消費者金融と区別される）商（工）業金融上「貸付けがなかったところに徴利はありえなかった」（de Roover [1963] p. 11）以上、「不当な利子を含まないが、正当な利子を含む」ということを意味したばかりではなく、さらに（海底電信を利用したスポット取引以前の満期日までのユーザンス利子含み相場による）外国「為替取引は貸付けではなく、……貨幣の転換（commutation）……または外国通貨……の〔互いに相殺される〕売買であった」（de Roover [1963] p. 11）。そこで、その差益がダブル・ユーザンス（往復期限）利子として計上されることになった経緯については、外国為替取引の多義性を代表する両義性に沿い、一方から他方へ（旧解釈から新解釈へ）重心移動して追跡する。

いずれにしても、正当な利子を含む「正当な価格は市場価格である」以上、市場取引等価交換の仮定に則して処理する限り、その点を承知の商人／銀行家（仲間）にとっては、売買差額は往復利子収入以外のなにものでもなかった。もちろん、その場合に、イタリア商人／銀行家に代表される「中世〔後期〕ビジネスマンは、完全に〔徴利〕禁止に注意を払わなかった」（Noonan [1957] p. 195）ことからわかるように、彼らには利子を隠蔽する意志も用意もなかった以上、彼らには「用語上のトリック」（Noonan [1957] p. 200）または「修辭上の様態」（Aho, 1985, p. 23）として反語的捻りをきかせればそれでよかったのである。

そして、最後に、企業形態がパートナーシップ（合名会社）から（合資会社を経て）株式会社へ移行するにつれ、擬制資本化に誘発されて、金融商品または有価証券が急増した結果、時として市場取引等価交換の仮定をストレートに適用できない事態が生じたので、その問題について関説する所存である。

Ⅱ. 中世ヨーロッパにおける一般的為替（手形）取引の概要

中世のヨーロッパにおいて「商業が活発になるにつれ、商人たちは為替手形を考案して現なまを運ぶのを避けるようになる。この手形のお陰で、商人から商人へ一定の金額が貸付けられ、それが後に他の所で返済されることができるように」（Le Goff [2003] p. 73）だったのである。しかし、その場合に「為替契約それ自体は〔2つ以上の意味にとれる〕多義的な契約であった。なぜなら大抵ある場所での資金の（後に異なった場所で、通常異なった通貨で返済される）前貸しを含んでいたからである」（de Roover [1967] p. 265）。

いずれにしても、この時の為替取引の当事者は通常4人が想定されている。すなわち、(A) 通貨の賣渡人または貸し手（deliverer or lender）、(B) 買取人または手形の振出人（taker or drawer）、(C) 名宛人（drawee）である資金の受取人（payee）、(D) 満期日に手形金額の支払いを求められる支払人（payor）の4人である。このうち、賣渡人Aと買取人B、受取人Cと支払人Dは、それぞれ同一地域（都市）に所在している。ほとんどの場合、C（受取人）はA（売渡人）の代理人、D（支払人）はB（買取人）の代理人または取引先である（de Roover [1944] p. 252）。さらに戻り為替（recambium の英訳 rechange）の場合には、Cが別の資金の借り手Fを見出して現地相場で手形を購入し、CからAに送られた手形がFの代理人である

Gにより支払われてAが資金を回収することになるのであった。

こうした為替手形取引の仕組みは、結論的に言うところ「〔買取人または手形の振出人が〕甲地の為替相場場で乙地支払いの手形を購入し、この手形〔金額〕が満期日に支払地で代理店〔受取人〕によって回収され、さらに再び〔戻し〕為替によって乙地相場場で手形を購入が行われて、甲地に戻ってはじめて為替〔差額として〕利益が計算され」(泉谷[1964] 239ページ)た。

この一連の取引の流れにおいては、当初の為替手形は一端国外で「等価交換」により現地通貨(外貨)で回収されており、次にその外貨で手形が購入されてもう一度戻されて、国内で当地通貨により「等価交換」で回収されていた。そこには2度の等価交換があるだけで、外形上利子が混入する余地はなかった。しかしながら、当初の為替手形外貨売り(貸付け)相当額と最後の買戻し(回収)相当額は等価にはならず、後者が前者を上回るのが一般的な状況であった。この相違は、当地通貨と外国通貨に関する為替相場の地域間の乖離によりもたらされるものであった。

たしかに「為替と戻し為替が〔殆ど常に〕利〔益〕を生む事実は、当時の人々にも広く知られていた」(大黒[2006] 207ページ)ことであった。中世のヨーロッパでは、主要商業都市がそれぞれ固有の通貨を持ち、各通貨間で為替相場が建っていたが、「為替と戻し為替による利益のもととなる特異な〔為替の〕相場構造とは……基点貨幣が基点地において従点地におけるよりも高く評価される……という構造であ」(大黒[2006] 206-207ページ)った。

それは、たとえば、X国とY国の通貨をそれぞれxとyとしてX国を基点地、Y国を従点地とすれば、X国では $x=15y$ 、Y国では $x=10y$ となるような場合である。ただし、Y国を基点地、X国を従点地として見た場合には、Y国では $y=x/10$ 、X国では $y=x/15$ となるの

で、結局、いずれの国においても自国通貨がより高く評価されているということになる。もちろん、その場合に、たとえば、X国で10x買取った者は、Y国で支払われる150y($=10x$)の為替手形を振出すことになる。この手形はY国で150yの支払いを受け、直ちにX国で支払われる戻し為替手形15x($=150y$)を購入して、X国へ送付される。その結果、X国では15xが回収されることになる。すなわち、資金の貸し手から見た場合、10xで振出した為替手形が15xの為替手形で戻り、回収されることにより5xの為替利益を得たことになる。

ただし、この一連の過程のいずれにおいても常に手形と貨幣の「等価交換」が行われているのであり、そこに不等価交換が介在する余地はなかった。あるのは2つの地域での為替相場が同じ水準ではなかったということである。

Ⅲ. 為替(手形)取引・等価交換仮定(貸借均衡原理または等式)の不等価交換的帰結

一般的為替(手形)取引においては、「外国為替手形の売買にはその背後に国際貿易のあることが前提とされる。しかし、かかる商業取引を包含しない為替取引もしばしば貨幣貸借の〔代替〕手段として利用された。いわゆる空〔利〕為替〔cambium siccumの伊訳 cambio seccoまたは英訳 dry exchange〕(泉谷[1964] 250ページ)と呼ばれる為替取引であった。その際には、「空利為替は、外国で貨幣の支払がなされなかった為替と戻し為替から構成される取引として定義されるかもしれない」(de Roover [1944] p. 265)。

そこで、その事例について考察すると、空利為替と一般的為替(手形)取引の大きな違いは、外国に所在する手形受取人と支払人が同一人物であるということであった。よって、この取引における登場人物は、4人ではなく3人となる。

空利為替手形には「通常〔名宛人として〕『何某に支払われたし』の代わりに『貴殿自身に支払われたし』『Pagate a voi medesimi』（Pay to yourselves）と書いてあった。……かくして『貴殿自身に』支払われる手形は、何ら貨幣の支払いを惹起せず、大抵、支払人でもある受取人の帳簿における振替によって決済された。一般に〔支払人兼〕受取人は買取人〔勘定〕の借方と賣渡人〔勘定〕の貸方に手形金額を記入した」（de Roover [1944] p. 262）。そして（ローカル・チャージを加えた）戻し為替に記載された手形金額で反対記入したのである。このことからわかるように、空利為替取引では、現実の資金の移動は何ら無かったが、「外国都市での為替相場が単に〔戻し為替による〕返済のレートを決定する手段として利用された」（Noonan [1957] p. 177）にすぎなかった。

詳しくは、別個の法人として本支店独立採算制を採用した（フィレンツェに本店を置いた）メディチ銀行ブリュージュ（ブルッヘ）支店の1441年の元帳には、ヴェネツィア支店とブリュージュ支店間の空利為替に関わるいくつかの勘定記入がみられる（de Roover [1944] pp. 262-264）ので、その内の一つを採り上げて見ると、メディチ銀行ヴェネツィア支店からアントニオ・デル・コンテが買取って振出した為替手形377ドゥカート17グロッシは、ブリュージュ支店ではフレミッシュ・ポンド相場で85ポンド14シリング5ペンスとなっていた。さらに戻し為替は、領事への謝礼や手数料（として負担したローカルチャージ）計7シリング7ペンスを加算して86ポンド2シリングとなるが、ヴェネツィア・ドゥカート相場では401ドゥカート10グロッシとなった。したがってデル・コンテは為替手形の振出しと戻しにより往復4ヶ月間で23ドゥカート13グロッシの「為替差損」（往復利子）を支払ったことになるのに対し、メディチ銀行ヴェネツィア支店は同額の「為替差益」を領収したことになる。「これら

の数値は年率約18パーセント〔強〕に相当する」（de Roover [1944] p. 264）。

われわれの考えでは、その場合に、ヴェネツィア支店では、外国通貨（換算）相当額の振替えと振戻しを通じて外国為替の（現金売りまたは資金貸付けに代わって）掛売りとそれよりも安値での買戻しが行われていたと想定される。

そこで、そこにおける第1と第2の取引を通じて仕訳形式で示すと、
外国為替振出（売却）日に（ブリュージュ支店への振替えを通じて）

アントニオ・デル・コンテ	377d.17gr./
外国為替売上高	377d.17gr.

戻し為替の到着（買戻し）日に（デル・コンテによる往復利子支払いを含む、ブリュージュ支店からの振戻しを通じて）

外国為替売上高	377d.17gr./
アントニオ・デル・コンテ	377d.17gr.
現 金	23d.13gr./
為替差益	23d.13gr.

と処理されたに違いない。

以上のように、外国「為替〔相場〕すなわち手形の売買価格に含められることによって」（de Roover [1949] p. 141）、この取引は当初の掛売りより安値での買戻しに他ならないので、そこにはデル・コンテによって支払われた往復利子が「相殺された外国〔為替〕残高の売買」（de Roover [1949] p. 163）差額として計上されていた。その結果、商人は誰れでも外国為替「手形をもっとも安く買い、高く売る所」（Postlethwayt [1757] I, “Banking,” p. 197）を知っていたのである。

いずれにしても、一連の為替手形取引からもたらされる利益は、消費者金融において「禁止された利子収入としてではなく、需要と供給の

変動から生ずる諸国間の貨幣価値の相違に基づく許容された利得として適切に元帳に記入された」(Aho [2005] p. 49)。換言すれば、利子収入は「現金取引より高い価格を信用販売に単に賦課することによって、〔外国為替の〕売買〔取引〕の中に包み込むことができた」(de Roover [1967] p. 260) 次第である。

ここで重要なことは、空利為替も含めて、この一連の為替手形取引の過程において常に手形と貨幣の間で「等価交換」が行われたので、その帳簿上の記入は貸借が均衡しているということであった。すなわち、前述の事例で見れば、外地行き為替における 377 ドゥカート 17 グロッシと 85 ポンド 14 シリング 5 ペンス、戻し為替における(領事への謝礼や手数料を加えた) 86 ポンド 2 シリングと 401 ドゥカート 10 グロッシは、それぞれの都市の為替相場で等価交換となっているわけで、貸借均衡している。もちろん、この一連の取引の流れを一つの金融取引と見れば、最初の手形売却と最後の手形買戻し額の差は歴然としており不等価交換となり、そこで得られた為替差益は、極めて利子的性格の濃厚なものと解釈せざるを得ないであろう。しかしながら、他方で「もし〔為替〕相場が突然変動したならば、商人は損をする可能性がある」(Noonan [1957] p. 177)。よって為替取引は「損益や利幅予測の困難さ、いいかえれば〔その〕投機的性格が、スコラ〔哲〕学者の目には為替を〔消費者金融上の〕徴利から区別し、その利益を正当化しうる一つの根拠」(大黒 [2006] 215 ページ) になったと考えられる。

こうした一連の等価交換＝貸借均衡のプロセスを見た場合、「貸方の総額が常に借方の総額に等しいのであれば、〔複式〕簿記に不慣れな人々にとって利益がどれくらい挙げられるかを理解するのは、時として困難である」(Aho [2005] p. 105) ことが予想される。いいかえれば、この一連の過程で手形と貨幣の等価交換が繰り返し行われることで、実質的には不等価交

換のプロセスが商人の正当な取引^{ディーリング}世界に当てはまる「複式記入簿記^{カノン}の教理である」(de Roover [1958] pp. 33-34) 貸借均衡の原理または等式の中に埋め込まれてしまったのである。

IV. 市場取引・等価交換の仮定の適用外事態

周知のように、ヘッジ取引またはヘッジ関係を構成するヘッジ手段 (hedging instrument) またはヘッジ証券 (hedging security) に指定された「金融派生商品は通常公正価値によるよりも寧ろ〔歴史的〕原価法または発生〔基準〕法を用いて会計〔処理〕される」(PricewaterhouseCoopers [2003] p. 6) が、その場合に多くの金融派生商品は「ゼロ投資証券」として「初期現金支出を要求されないか、僅かの支出……を要求される」(Bierman et al [1991] p. 120) にすぎない。

したがって、「多くの〔金融〕派生商品は、その当初(取得)に、〔事務〕手数料を別にして無原価^{イニシャル}である」(Energy Information Administration [2003] p. 53) ので、「オフ・バランスシート項目として処理される」(Barnes [2001] p. 7)。そして歴史的「原価または〔発生基準〕法の下では、ヘッジ手段〔に指定された金融派生商品〕に生ずる損益は、一般に〔ヘッジ〕契約の下で〔特定〕金額が受取りまたは支払いうる状態になった時にのみ認識される」(PricewaterhouseCoopers [2003] p. 6) ので、そうした「未実現損益は〔その後の取引成立をもって〕実現するまで財務諸表に反映されない」(Stewart [1989] p. 49)。

よって、市場取引・等価交換の仮定に即して説明すると、取引契約が締結されても、貨幣収支が無に等しく取引自体が未成立の場合には、上記の仮定を適用できる条件に欠けるので、貨幣収支をもって取引が成立するまで待たなければならない。

なお、19世紀末から20世紀初めにかけてアメリカにおいて展開した合併運動をリードしたプロモーターの企画に従い産業部門別の新設合併会社によって発行された「普通株を得た時に誰もが〔それに相当するのれんまたは無形〕資産〔価値〕を表すなにもものも得ていないことを知っている」（Jones, p. 270）といわれていた。もちろん、その場合に、プロモーターズ・プロフィットの取得を容易にする「株式の水増し（watering）に対する動機づけ」（Greene [1906] p. 140）によって、普通「株式の額面と〔それを下回る期待〕市場価値の差額」（Meade [1903] p. 314）に相当する「過大資本化（overcapitalization）の金額は〔合併された〕旧会社に所属する〔のれん〕価値を含有していないので、名目的貨幣支出基準を構成する無形資産投資を表していない」（Yang [1927] p. 223）としても、それは当然の成行きであった。事実、そうした企業結合によって「競争は抑えられなかった〔ばかりでなく〕、さらに予告された大規模生産の経済も実現されなかった」ので、「期待された〔独占的な超過〕利益は開発されなかった」（Dewing [1920] Vol. IV, p. 39）。

したがって、近代「トラストの多くはプロモーターたちの〔超過利益〕予測〔にもとづく過大資本化〕を正当化しなかった」（Dewing [1920] Vol. IV, p. 38）結果として、「プロモーターたちの期待を満たすのに失敗した」合併会社の中には、1907年から1908年にかけての不況期に、「単なる資本修正と呼びうる」下方「準更生」（Dewing [1920] Vol. V, p. 175）手続きを採用する（減損/減資）会社も出てきたが、やがて公正（独占禁止）取引の観点から、微利禁止とは逆コースをたどる形で、不当行為または不法取引として等価交換の仮定を適用する条件に欠けるものとみなされるに至ったのである。

その結果、現在に至るも自己創設（非買入れ）のれんは、貨幣支出を直接前提することなく成立するので、等価交換を仮定する条件に欠ける

事象として会計認識外におかれている始末である。

さらに、倒叙法にしたがい、複式（分類）記入簿記の源流に遡ると、「空利為替の変種であった」（de Roover [1949] p. 164）「虚偽為替（〔cambium fictum の英訳〕fictitious exchange）においては、契約当事者が〔名宛人（支払人）を偽名にしたり〕手形を〔貸し手の手許に保管して〕外国へ送る手間を省いた」ばかりか、「やがて返送されるだろう〔為替〕相場〔に含まれる往復利子〕についてあらかじめ合意した」（de Roover [1949] p. 165）ことからわかるように、手形によるのを止めた「虚偽為替は〔非投機的な固定〕利子付き直接貸付けと区別できなくなった」（de Roover [1963] p. 135）ので、教会法「学者によって異口同音に非難された」（de Roover [1949] p. 165）。

その意味で、虚偽為替は消費者金融と同様に不当または不法取引として「利益の正当な源泉」（de Roover [1949] p. 176）とみなされていなかったのである。

参考文献

- 青柳文司『会計学原理』，中央経済社，1968年。
- 泉谷勝美『中世イタリア簿記史論』，森山書店，1964年。
- 大黒俊二『嘘と貪欲：西洋中世の商業・商人観』，名古屋大学出版会，2006年。
- Aho, J. A., "Rhetoric and Invention of Double-Entry Bookkeeping," *Rhetorica*, Vol. 3, No. 1, Winter 1985.
- Aho, J. A., *Confession and Bookkeeping: The Religious, Moral, and Rhetorical Roots of Modern Accounting*, State University of New York Press, 2005.
- Ball, W. W. R., *A Short Account of the History of Mathematics*, Dover Publications, 1960.
- Barnes, B., *Accounting for Derivatives and Corporate Risk Management Policies*, London Business School, July 8, 2001.
- Bierman, Jr., H. L., T. Johnson and D. S. Peterson,

- Hedge Accounting: An Exploratory Study of the Underlying Issues* (Research Report), FASB, 1991.
- de Roover, R., "What is Dry Exchange? A Contribution to the Study of English Mercantilism," *The Journal of Political Economy*, Vol. 52, No. 3, September 1944.
- de Roover, R., *Gresham on Foreign Exchange*, Harvard University Press, 1949.
- de Roover, R., "The Story of the Alberti Company of Florence, 1302-1348, as Revealed in Its Accounts Books," *Business History Review*, Vol. 32, No. 1, Spring 1958.
- de Roover, R., "The Just Price: Theory and Economic Policy," *The Journal of Economic History*, Vol. 18, No. 4, December 1958.
- de Roover, R., *The Rise and Decline of the Medici Bank 1397-1494*, Harvard University Press, 1963.
- de Roover, R., "The Scholastics, Usury, and Foreign Exchange," *Business History Review*, Vol. 41, No. 3, Autumn 1967.
- Dewing, A. S., *The Financial Policy of Corporation*, Ronald Press Company, 1920.
- Energy Information Administration, U. S. Department of Energy, *Derivatives and Risk Management in the Petroleum, Natural Gas, and Electricity Industries*, October 2002.
- Greene, T. L., *Corporation Finance*, 3rd ed., G. P. Pitman's Sons, 1906.
- Jones, E., *The Trust Problem in the United States*, MacMillan Company, 1922.
- Le Goff, J., *A La Recherche du Moyen Age*, Edition Louis Audibert, 2003.
- Meade, E. S., *Trust Finance, A Study on the Genesis, Organizations, and Management of Industrial Combinations*, D. Appleton and Company, 1903.
- Noonan, Jr., J. T., *The Scholastic Analysis of Usury*, Harvard University Press, 1957.
- Postlethwayt, M., *The Universal Dictionary of Trade and Commerce*, 2nd ed., Knapton, 1757.
- PricewaterhouseCoopers, *Hedging Relations: A Guide to Understanding and Applying* (CACA Accounting Guideline 13), November 2003.
- Rubin, J., "Institutions, the Rise of Commerce, and the Persistence of Laws: Interest Restrictions in Islam & Christianity," Working Paper, California State University, Fullerton, 2010.
- Stewart, J. E., "The Challenges of Hedge Accounting: The Explosion of New Hedging Instruments has Outpaced Accounting Guidance," *Journal of Accountancy*, Vol. 166, No. 5, November 1989.
- Yang, J. M. [楊汝梅], *Goodwill and Other Intangibles, Their Significance and Treatment in Accounts*, Ronald Press Company, 1927.